



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。 9月号

平成28年度

全国労働衛生週間

本週間 / 平成28年10月1日～10月7日 準備期間 / 平成28年9月1日～9月30日

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

昨年は平成22年に次ぐ熱中症の多い年でした。建設現場と建設現場に付帯する警備業の熱中症死亡災害が18件発生し、今年の熱中症重点対策業種に建設業・警備業の2業種が指定されました。この中には県内で発生した工事現場における交通警備の警備員の事例も含まれています。建災防が実施してきた熱中症予防指導員教育は、厚生労働省の通達で新たに現場作業管理者の教育として位置づけられることになりました。

一旦発生した場合死亡率が高い酸欠災害は、建設現場では全国で2件(平成27年)に止まりましたが、昨年8月、県内の民家解体工事現場にあったガス配管を閉止するため、深さ1メートルの穴を掘って作業中のガス供給会社の作業員が穴に漏れ出たプロパンガス(酸欠空気)を吸い、死亡。本年5月にも県内の木材会社の井戸の点検中、酸欠状態の井戸に入って倒れ、救助者を含む2名が死亡。酸欠災害が身近で続発しています。

建設現場において塗装、接着、防水などの業務に化学物質を持ち込み使用していますが、法定の有害物質で容器に「絵表示」がある640物質については、本年6月から火災・爆発の

「危険性」、皮膚障害から急性中毒、発がん性等の「有害性」について安全データシートを取り寄せて調査し、通風等作業環境などの条件を踏まえ、危険有害性のリスク評価をし、換気や保護具の使用等リスクの低減対策をして改善し、作業者に周知し、より環境のいい職場になるよう「化学物質の取扱いに関するリスクアセスメント」を実施しなければならなくなりました。

昨年12月にまず50人以上の事業場からストレスチェックの検査をし、その結果医師による面接指導等の措置を講じるメンタルヘルス制度が始まりましたが、他業種が混在し作業員が流動する建設現場において、一般企業の手法が取りにくく、安全施工サイクル活動を活用した健康KYと無記名ストレスチェックを組み合わせた手法を用いた職場環境の改善策を建災防が提案しています。今年の全国建設業

労働災害防止大会で、シンポジウムを開催し広く意見を交わす予定です。

上記労働衛生対策、健康対策も含め、建災防の「平成28年度全国労働衛生週間実施要領」を参考にさせていただき職場の健康、環境を見直す機会にさせていただきたいと思ひます。



目

平成28年度全国労働衛生週間	1
職場におけるメンタルヘルス対策「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」のご紹介.....	2
建設現場向け化学物質リスクアセスメントの具体例について広島分会説明会で解説される!...	4

次

ロープ高所作業に係る皆様へ	
特別教育のご案内	6
労働災害発生状況	7
安全管理士によるパトロール(個別指導)を実施しませんか(無料)	7
講習・行事コーナー(平成28年9月～平成28年11月分).....	8

建設業におけるメンタルヘルス対策「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」のご紹介

職場における精神障害など労働災害認定状況によれば、全産業の中で総合工事業が第5位に入る等高い水準にあります。改正労働安全衛生法により平成27年12月1日から、心理的な負担（ストレス）の程度を把握するための検査（ストレスチェック）をし、この結果により医師等による面接指導や事後措置等の実施が施行されました。（当面50人以上の適用事業場が対象）

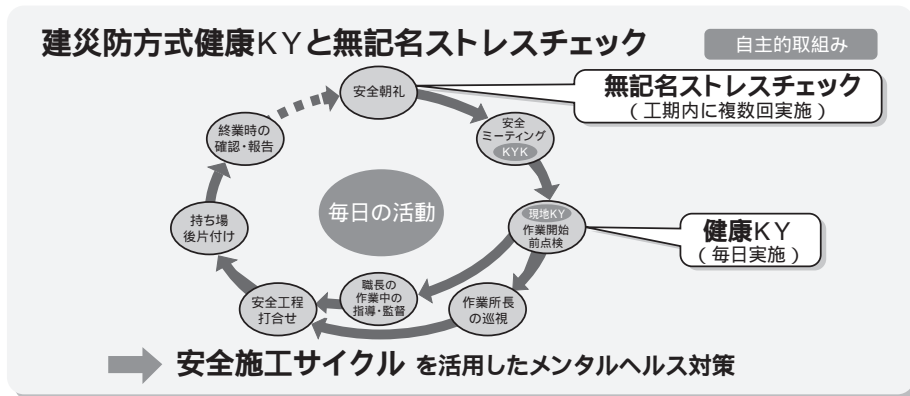
一般企業と違い、建設業は作業現場に重層請負構造のため数多くの事業場の作業者が混在し、しかも工期内で流動する特有の作業環境にあり、事業者単独の取組では対応が困難な現状にあります。しかも他産業に比べ、ストレスチェック制度の認識が低く、メンタルヘルス対策を実施している割合も低い実態にあります。このため建災防では実態に即応した現実的な対策について「建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会」を立ち上げ、検討した結果、「健康KY活動」と「定期的な無記名ストレスチェックの実施」を組み合わせた対策を軸に建設現場におけるメンタルヘルス対策を進めていくことが必要との結論に至りました。この報告書に基づき、建災防が分かりやすくリーフレットを作りましたのでご紹介します。

建設事業者のみなさん、メンタルヘルス対策に取り組みましょう！

労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度が施行される中、建災防では、建設業におけるメンタルヘルス対策の推進を目的とした検討委員会を設置して、建設業の特性に留意したメンタルヘルス対策のあり方を検討してきました。

その結果、建設業では、法令で定めるストレスチェックの実施と併せて建設現場で実際に行うことのできる簡便で効果の上がる手法として、多くの現場に定着している安全施工サイクルを活用した「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を実施することが望ましいと提案されました。

建設事業者のみなさん、これを参考として建設現場におけるメンタルヘルス対策に積極的に取り組み、一緒に働きやすく魅力ある建設業を実現しましょう。



1 建設現場におけるメンタルヘルス対策の必要性

建設労働者の多くがストレスを受けるのは、建設現場

法律上、メンタルヘルス対策はあくまで事業者の責任において直接雇用している労働者に対して行われるべきものですが、建設労働者がストレスを受ける場合は現に就労している建設現場であることが多いと思います。また、精神障害の労災認定を受けた労働者の多くが現場従事者であることを踏まえると、建設業の場合、一般的な事業者責任によって行われる事業場向けの取組みと併せて、建設現場における対策も展開する必要が考えられます。

不安全行動の防止

労働災害防止の観点からみると、労災事故の原因となる「不安全行動」の背景には、集中力、注意力の低下等が認められ、そこには睡眠不足等によるメンタルヘルス不調が潜んでいるのではないかと指摘されています。

この点、現場で「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を実施することによって、「いつもと違う」変化を早めにキャッチし対応することができるため「不安全行動」の防止にも繋がると考えられます。

2 現場での取組みが目指すもの

「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」は、そもそも安衛法改正によって新設されたストレスチェック制度の趣旨を踏まえて、建設現場用に作られた取組みです。

ストレスチェック制度は個人と組織双方の一次予防を目的とするものですが、現場用の取組みでは、この目的を2つに分け、健康KYでは個人を、無記名ストレスチェックでは組織の「一次予防（未然防止）」を目的としています。

健康KY

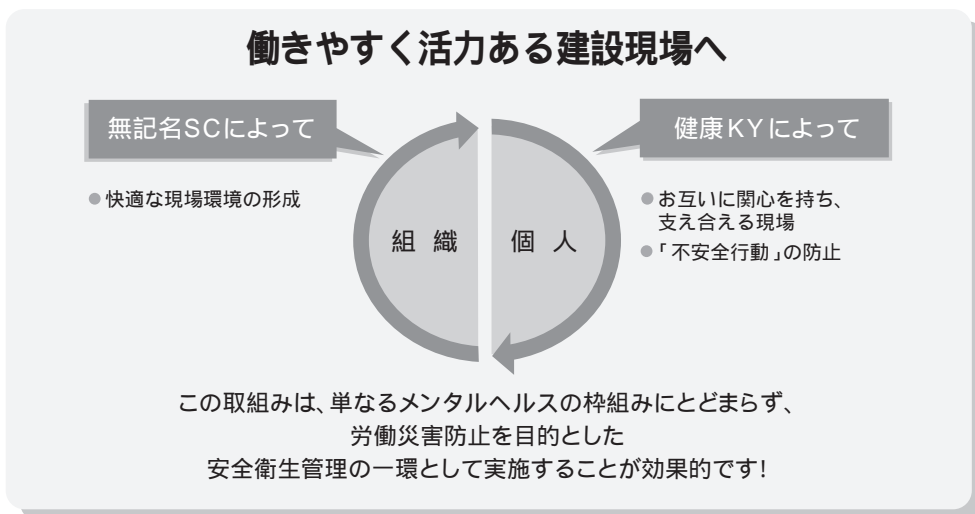
健康KYでは、毎日実施することによって作業員個人が自分の状態に気づき、対処できるようになるとともに、職長等のラインやともに働く作業員同士が相互に小さな変化に気づき合える関係性が構築できることを狙っています。こうした活動を進めることによって、早めの不調サインを見逃さず、早期に対応できるようになるという「二次予防（早期発見・早期対応）」の効果も期待できます。

そして、こうした早期発見・早期対応ができるようになると、「不安全行動」防止にも大いに役立つと考えられます。

無記名ストレスチェック

一方、無記名ストレスチェックでは、現場に出入り業者ごとの業務負荷（過重性）やソーシャルサポートの状況を調査票によって把握することで現場全体のストレス状況を確認することができます。この結果を基に、現場でのよりよい職場環境を形成するためにどのような対策が必要なのかを考える材料として利用することができます。

また、無記名ストレスチェックは、現場に出入りする業者や人員に変動があっても、工期内に複数回実施することで、その都度、職場環境を確認し改善活動へと繋げることができます。



建災防では、建設業におけるメンタルヘルス対策を普及・促進させるため、セミナー、シンポジウム等を開催します。

メンタルヘルス対策に関する建設業経営者セミナーの開催時間はいつでも13：30～16：30

東京会場：平成28年11月18日（金）徳栄ビル会議室（港区芝5-33-7）

大阪会場：平成28年11月30日（水）ドーンセンター特別会議室（大阪市中央区大手町1-3-49）

申込方法、詳細は建災防本部ホームページでご確認下さい。

建設業メンタルヘルス対策窓口相談：毎週月曜13：00～16：30（専用ダイヤル03-3453-0974）

メンタルヘルス対策シンポジウムの開催 平成28年9月30日（金）

全国建設業労働災害防止大会2日目 安全衛生教育部会にて開催（名古屋国際会議場）

書籍「建設業におけるメンタルヘルス対策の進め方」現場で実践！「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」《初版平成28年9月2日》1,800円（消費税込み）

建設現場向け化学物質リスクアセスメントの具体例について広島分会説明会で解説される!

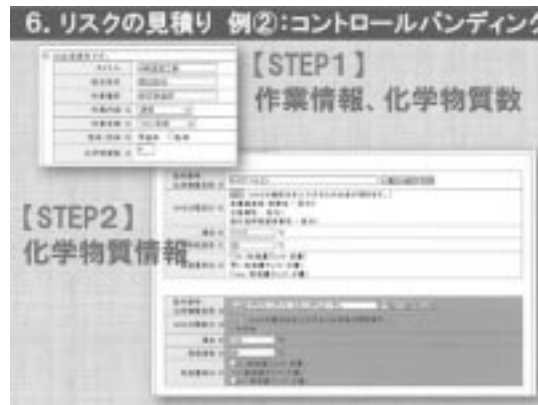
建設工事現場における塗装、防水、接着等の作業には、様々な種類の化学物質が使用されています。その数は6万種類とも言われ、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則等関係規則で規制されている125物質を含む640物質について、安全データシート(SDS)等から危険・有害性を特定し事業者がリスクの見積りを行い、リスク低減措置を検討したうえで対策を実施するとともに、関係労者にリスクアセスメントの結果を周知することが必要になりました。(平成28年6月1日施行)

建災防広島分会では、大林組浦田環境安全部長に講師をお願いし、できるだけ分かりやすい、建設現場における「化学物質取扱いに関するリスクアセスメント」の手法と、記載様式について、週間説明会で発表していただいたところ、必要事項が1枚の用紙にコンパクトにまとめられており、実際に必要な専門工事業、元請企業にも好評であったことから、広島労務研究会では関係企業がどこの現場においても使用できる、共通様式にしよう、という動きになっています。他分会でも関心が高まっているとのことであり、その概要の一部をご紹介します。



1. まず、リスクアセスメントの流れに沿って、640物質の把握は、容器に危険有害性の絵表示(GHSマーク)があるかどうか確認し、あればその化学物質ごとに安全データシート(SDS)で危険性、有害性の情報を確認し、皮膚腐食性など毒性区分の評価を確認します。(ステップ1)

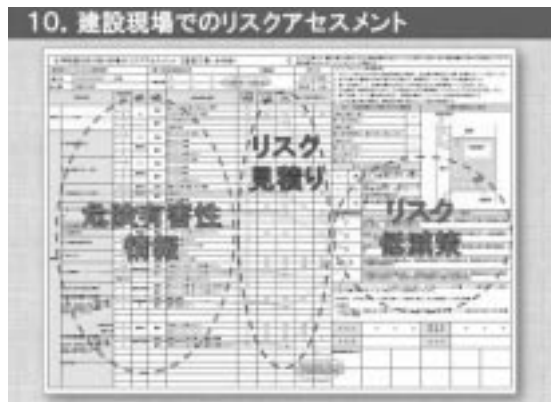
2. 次にリスクの見積りを行います。従来の労働災害防止で行ったリスクアセスメントのような「危険性の程度・頻度」を中心に判断する「マトリクスを用いた見積り」も、可能ですが、危険有害性を具体的に確認できないことから、「コントロールバンディング」の方法や「化学物質の有害性・危険性とばく露量を相対的に尺度化し、リスクを見積る方法」などを用いた見積りを行います。



3. リスクの見積りは、SDSにあるGHS危険有害性分類に即して作業や、物質ごとの最大リスクを見積ります。化学物質のリスクアセスメントには2つの視点が必要です。1つが塗料など引火性、爆発性の物質が多く、その危険性を評価をすること、2つ目が「単なる皮膚障害」から「発がん性」までの健康障害に関するリスクレベルの評価です。(ステップ2)



4. 建設現場においては、危険有害情報の「危険性」「有害性」ごとにGHS絵表示ごとに分類して、注意喚起、危険有害性情報を項目ごとに表にします。次に右の表で、危険度・有害性の大きさ、危険有害性の可能性又は作業環境、は、とを合計したリスク評価を確定します。には使用材料ごとにSDSから該当する危険有害性の区分を記入します。



12. リスクの見積り

作業項目	危険有害性	危険度	有害性	作業環境	可能性	リスクの見積り	
						危険有害性	作業環境
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6

GHS危険有害性区分
大 1 4 小
6 リスクの大きさ 1

5. 前記 の場合、同じ作業で2種類の材料を使用する場合には、有害性のレベルの高い方の数値を用います。

は、表-1を参考にして、危険有害性が発生する可能性又は屋内か屋外か、換気設備の有無などを基準にした作業環境をもとに4から1までの評価を記入する。

は の危険度・有害性等の大きさと、を合計した数値を記入する。

この合計値と、表-2「リスク優先判定基準」を基にリスクの優先度を判定し、危険有害性についてリスク低減対策を検討する。

6. 屋内や、強制換気装置がない場合は、危険有害リスクが高くなり、リスクの低減策については、優先度の高い順から「作業場所に換気設備を設ける」「保護メガネ、保護手袋等保護具を必ず使用する」「防毒マスクを使用する」「管理：立ち入り禁止、火器の持ち込み禁止」「消火器の備え付け」等の低減策を3～5項目立て、リスクをできるだけ低くする。(ステップ3、4)

13. リスク低減対策

リスク	対策	実施状況
1	作業場所の換気設備を設ける	実施済み
2	保護メガネ、保護手袋等保護具を必ず使用する	実施済み
3	防毒マスクを使用する	実施済み
4	管理：立ち入り禁止、火器の持ち込み禁止	実施済み
5	消火器の備え付け	実施済み

以上が広島分会の説明会で示された「広島労研」方式の「建設現場における化学物質取扱いに関するリスクアセスメント」の具体的な実施例と資料の概要です。広島労務研究会では、関係企業に限らず広く、この記載方式によるリスクアセスメント手法を情報共有し、利用してもらいたいと考えています。この資料については、広島分会にお尋ねください。

ロープ高所作業に関する皆様へ特別教育のご案内

ロープ高所作業特別教育（学科のみ）を実施いたします。

ロープ高所作業特別教育については、ご要望によって、出張教育を実施してまいりましたが、当日欠席したものが受講したい、少ない人数だが特別教育を建災防で開催してほしい、というご要望があり、下記のとおり開催することといたします。

特別教育の対象作業：高さ2m以上の箇所において、足場・作業床を設けることが困難なところにおいて、労働者がロープ等の昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40度未満の斜面における作業を除く）。のり面保護工事などのほか、のり面の点検、浮石の除去作業等でのロープ作業を含む。

教育科目（学科）

1	ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業の方法	1時間
2	メインロープ等に関する知識	メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 メインロープ等の点検と整備の方法	1時間
3	労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 安全帯、保護帽の使用方法和保守点検の方法	1時間
4	関係法令	法、令、安衛則内に関係条項	1時間

実技（3時間）は事業者で別途実施する必要があります。

開催日時 平成28年10月28日（金） 13時～17時（学科のみ4時間）

開催場所 中特会館 3階会議室（広島市中区鞆町3-57）

定員 30名（定員になり次第締め切ります。）

受講料 会員 5,400円 非会員 6,500円

使用テキスト「のり面ロープ高所作業に係る特別教育テキスト」 1,890円

一般社団法人 全国特定法面保護協会発行

申込期限 平成28年10月7日

申込方法 広島分会あてお申込みください。

TEL 082-228-8252 FAX 082-228-8232

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-10 クロスタワー2階

申込用紙は建災防広島県支部ホームページからダウンロードできます。

平成27年・28年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成28年7月末)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊	突かれ	はね巻き	切れこすれ	踏み抜き	高温・低温の物との接	有害物質との接	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成27年	61	16	7	12	6	6	(1) 16	13	1	0	0	0	0	5	9	0	(1) 152
平成28年	66	21	10	9	(1) 5	5	13	11	1	0	0	0	0	3	12	0	(1) 156

()内は、死亡の内数

平成27年・28年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成28年7月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成27年			平成28年			増減数	平成27年			平成28年			対前年増減数	対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	1	442	443	0	443	443	0	0	44	44	0	44	44	0	0.0	9.9
呉	1	122	123	2	138	140	17	0	12	12	0	10	10	-2	-16.7	7.1
福 山	3	262	265	4	287	291	26	0	27	27	1	35	36	9	33.3	12.4
三 原	2	80	82	1	82	83	1	0	13	13	0	7	7	-6	-46.2	8.4
尾 道	1	104	105	0	90	90	-15	0	14	14	0	13	13	-1	-7.1	14.4
三 次	0	78	78	0	89	89	11	0	10	10	0	17	17	7	70.0	19.1
広島北	1	175	176	0	174	174	-2	0	19	19	0	20	20	1	5.3	11.5
廿日市	2	135	137	0	146	146	9	1	12	13	0	9	9	-4	-30.8	6.2
合 計	11	1,398	1,409	7	1,449	1,456	47	1	151	152	1	155	156	4	2.6	10.7

安全管理士による安全パトロール(個別指導)を実施しません(無料)

安全管理士は、安全のプロフェッショナルです。土木、建築工事等の様々な現場において、安全水準向上のための安全パトロールを行います。

安全パトロール(個別指導)の対象等は、次のとおりです。

- (1) 中小総合工事業者等が請け負っている現場(中国地方5県)が原則として対象となります。なお、ゼネコンの現場も可能です。
- (2) 内容は、現場パトロール(パトロール結果説明を含む)です。
- (3) 個別指導に係る全ての経費(現場までの往復の交通費も含む)は無料です。

ただし、同一企業に対する2回目以降の安全パトロール(個別指導)は、原則有料です。

- (4) 安全パトロール(個別指導)に対するアンケート(別途配布)記入についてご協力ください。

* その他の業務・・・企業で行う、安全大会、研修等において安全に関する講話・説明を行います。(対象地域は中国地方5県で、原則として有料となります。)

* お問い合わせ先・・・建設業労働災害防止協会広島県支部 (TEL 082-228-8250)



平成28年度講習計画

(平成28年9月～平成28年11月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会	酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
9月26～27日	呉市	呉	10月6～7日	広島市	広島	10月21～22・24日	広島市	支部
10月25～26日	広島市	広島						
11月10～11日	福山市	福山	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会	コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	担当分会
			10月19～21日	広島市	広島	11月28～29日	広島市	広島

特別教育等の日程

足場の組立て等(3時間)	実施場所	受付分会	石綿取扱い作業従事者	実施場所	受付分会	振動工具取扱作業	実施場所	受付分会
9月26日	広島市	広島	9月16日	福山市	福山	10月5日	福山市	福山
10月4日	三次市	三次	11月10日	広島市	広島	11月8日	呉市	呉
17日	福山市	福山						
11月18日	広島市	広島	アーク溶接等業務	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
25日	呉市	呉	10月13～14日	福山市	福山	10月14日	広島市	広島
足場の組立て等(6時間)	実施場所	受付分会				巻き上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会
10月27日	広島市	広島				10月25日	福山市	福山

職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	足場能力向上教育 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会
9月15～16日	広島市	広島	11月8日	広島市	広島	11月2日	広島市	広島
11月15～16日	広島市	広島						
			安全衛生推進者教育	実施場所	受付分会			
			11月17日	福山市	福山			

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。
なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252
呉分会(0823)22-6886
福山分会(084)924-4320

三原分会(0848)63-9920
尾道分会(0848)22-8918

三次分会(0824)62-4391
廿日市分会(0829)31-0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部 <http://www.jcosha-hiroshima.jp/>
建災防広島県支部広島分会 <http://www.jcosha-hiroshima.jp/hirosimabunkai/>
建災防広島県支部福山分会 <http://fukubun.sakura.ne.jp/>
建災防広島県支部三次分会 <http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>